

# 長島町通学路安全推進協議会 規約

(名称)

第1条 本会は「長島町通学路安全推進協議会」(以下「協議会」という。)と称する。

(目的)

第2条 協議会は、長島町において、児童生徒が安全に通学できる通学路の確保のため関係機関が連携し、継続的に安全対策を実施するために策定した「長島町通学路交通安全プログラム」の実現に向け検討を行うこと目的とする。

(構成)

第3条 協議会は、PTA代表者、学校関係者、道路管理者、警察関係者などにより構成する。

(会長)

第4条 協議会には、会を代表する会長及び副会長を各1名置く。

2 会長は、町内小学校校長の中より選出し、協議会を代表し、会務を総理する。

3 副会長についても町内小学校校長の中より選出し、会長に事故ある時はその職務を代理する。

(会議)

第5条 協議会は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

5 協議会の委員報酬は支給しない。

(幹事会)

第6条 協議会には会の運営、委員等への連絡調整などを行う幹事会を設置する。

2 幹事会には幹事長を1名置き、幹事長は長島町教育員会教育長が務める。

3 協議会の進行及び関係機関等への連絡調整は、長島町教育委員会学校教育課、長島町役場建設課が行う。

(解散)

第7条 協議会は、所期の目的を達成したとき解散するものとする。

(その他)

第8条 この会則に定めるもののほか、協議会の運営に必要な事項は協議会に諮って会長が定める。

附 則

この規約は、平成26年3月28日から施行する。

平成28年2月26日に一部改正施行する。

平成31年3月12日に一部改正施行する。

## 長島町通学路安全推進協議会 名簿

### ○委員会

鷹巣小学校（小学校代表者）	1名
川床小学校（小学校代表者）	1名
伊唐小学校（小学校代表者）	1名
獅子島小学校（小学校代表者）	1名
城川内小学校（小学校代表者）	1名
平尾小学校（小学校代表者）	1名
蔵之元小学校（小学校代表者）	1名

### ○幹事会

長島町教育委員会	2名
長島町役場建設課	3名
阿久根警察署	1名
北薩地域振興局建設部土木建築課出水駐在	1名